

## 社会福祉法人室蘭福祉事業協会職員登用試験実施要綱

平成21年12月4日 制定

### (目的)

第1条 この要綱は、正職員及び准職員への登用試験等に関することを定めるものとする。

### (受験資格)

第2条 正職員への登用試験は、必要の都度実施し、その受験資格は、次のとおりとする。

- (1) 准職員として3年以上勤務している者
- (2) 介護福祉士は、介護業務の准職員として1年以上勤務している者
- (3) 准職員で勤務成績が特別優秀で、施設長の推薦がある者

### (試験方法)

第3条 正職員への登用及び採用試験は、次のとおり行うものとする。

- (1) 登用試験 面接試験
- (2) 採用試験 論文試験及び面接試験

### (正職員への登用基準)

第4条 准職員から正職員への登用基準は、面接試験結果及び人事考課評価の合計点によるものとする。

### (准職員への登用・採用基準)

第5条 准職員の登用及び採用は、必要の都度実施し、その基準は、次のとおりとする

- (1) 契約職員として3年以上勤務実績があり、勤務成績が優秀な者
- (2) 契約職員で人事考課等勤務成績が特別優秀と評価され、施設長の推薦がある者
- (3) 特別養護老人ホームの介護福祉士の有資格者は、准職員として採用できるものとする。
- (4) 生活相談員は、准職員として採用できるものとする。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月12日から施行する。